

○尚綱学院大規模災害時対応に関する規程

2005年3月25日 制定

（目的）

**第1条** この規程は、学校法人尚綱学院が地震等による災害発生時において、学生・生徒等の安全を保持し被害の拡大を防ぐため、教職員の災害時対応について必要な事項を定めることを目的とする。

（災害対策本部）

**第2条** 理事長は、大規模な災害が発生し、本学の教育運営や学生・生徒等の生命に影響を与えると判断したとき、または、周辺地域に重大な被害をもたらす地域社会との共生において本学院の働きが必要と判断したときは、尚綱学院に災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、災害対策本部長（以下「本部長」という。）になる。

2 災害の発生に際し、理事長が本部長につけないときは学院長、常務理事の順位で就く。

**第3条** 対策本部は、常任会学内構成員と経営管理部長・同次長で構成する。

2 対策本部を設置したときは、教職員に周知する。

3 対策本部の対応並びに事務については、経営管理部長の指揮により経営管理部各課が行う。

**第4条** 対策本部は、各学校が迅速な復興並びに学生・生徒の安全・健康対策に向けた活動を行えるよう、本学院及び関係機関との協力体制を築き、教職員の派遣、資金・備品等の調達を行う。

**第5条** 対策本部の下に災害対策部を配置する。

2 災害対策部は、名取キャンパスと八幡キャンパスと幼稚園の3ヶ所に設置する。

（災害対策本部長の役割）

**第6条** 本部長は対策本部を総轄する。

**第7条** 本部長は対策本部の設置及び解散を教職員に通知する。

**第8条** 本部長は対策本部の位置を決定する。

**第9条** 本部長は、各キャンパスの災害発生に際し、災害対策部を指揮する災害対策責任者を任命し業務と権限を委嘱する。

**第10条** 本部長は、他私学及び関係機関から災害援助の協力要請があったときは、災害対策責任者と協議し、本学院の教職員の中から適切な人材を派遣する。

**第11条** 本部長は、速やかに教育及び研究等を回復させるための必要な措置を講ずるものとする。

（災害対策責任者の任命順位）

**第12条** 災害対策責任者に任命されるものは次の順位とする。

2 名取キャンパスの災害対策責任者は、大学長、副学長（総務担当）の順位とする。

3 八幡キャンパスの災害対策責任者は、校長、教頭の順位とする。

4 幼稚園の災害対策責任者は幼稚園長、教頭の順位とする。

**第13条** 前条の中より災害対策責任者を任命できない場合は、対策本部構成員より災害対策責任者を任命する。

（災害対策責任者）

**第14条** 災害対策責任者は災害対策業務を統括する。

2 災害対策責任者は、災害に関する情報を収集すると共に、収集した情報に基づき必要な措置を決定する。

3 災害対策責任者は、学生・生徒・教職員等の人命の安全対策を優先し、学生・生徒、職員等の生命又は身体に危険がおよぶと予想されるときは、学外の安全な場所へ避難させるものとする。

4 災害対策責任者は、災害復旧にあたって、建物の倒壊、崖崩れ、薬品室の破損等、危険区域の発見に務め、状況に応じて立入り禁止等の安全措置を講じ、二次災害の防止につとめるものとする。

**第15条** 災害対策責任者は、職務遂行可能な教職員の把握に務め、災害対策業務の要員を確保する。

2 災害対策責任者は、職務遂行可能な教職員を5つの災害対策班（①情報・広報班、②学生・生徒対策班、③施設・設備班、④救助・地域対策班、⑤生活確保班）に組織し、班構成員の中から責任者を任命する。

但し、幼稚園には「園児対策班」のみを設置し、園児の安全確保に努めることとする。

3 幼稚園における「園児対策班」以外の災害対策班の活動については、幼稚園災害対策責任者が判

断し、必要がある場合は名取キャンパス災害対策責任者に依頼する。

4 災害対策責任者は、前項の災害対策班以外に必要なに応じて班を設置することができる。

**第16条** 前条第2項の災害対策業務は、本人の申出がない限り、既往の健康障害を起こしている教職員、未就学児童並びに要介護者を持つ教職員に命じてはならない。

**第17条** 近隣の住民の緊急避難に際しては、教育活動の再開を前提にして必要なスペースの確保に充分留意し、一時的な施設開放を行う。

2 関係機関から、施設の提供の要請があるときは、対策本部と協議の上、可能な限り提供する。

**第18条** 災害対策責任者は、決定した内容並びに各班責任者名を対策本部に通知する。

（災害対策班）

**第19条** 災害対策班の業務内容は次の通りとする。

- ① 情報・広報班 : 広域の情報収集と学外・学内への連絡、広報。登録ボランティアへの協力依頼と連絡・班への組み入れ。父母への連絡。
- ② 学生・生徒・園児対策班 : 生徒等の安全確保誘導。安否確認、けが人の搬送・救護・介護。
- ③ 施設・設備班 : 校内の被害状況確認、危険区域の選別と安全措置対策、最重要器物・書類の搬送。
- ④ 救助・地域対策班 : 地域と連携、救助活動等の協力。地域への備品機材の貸与・提供。
- ⑤ 生活確保班 : 帰宅できない生徒等の対応。食事供給。電気・飲料水・トイレ・寝具類等の生活必需品の確保。燃料調達。

**第20条** 対策本部より派遣された教職員は、情報・広報班の指示により各災害対策班に組み入れられ、班責任者の指示により活動する。

**第21条** 学生・生徒及び市民からボランティアの申し出があったときは、情報・広報班が記録し各災害対策班に組み入れる。各班は独自にボランティア者を受け入れることはできない。

2 各班の責任者はボランティア者の健康と衛生の管理に十分留意し、問題があるときは当該ボランティア者と確認し活動の打ち切りを命ずることができる。

3 学生・生徒のボランティア活動時間は、午前8時～午後5時までとする。

**第22条** 各班の責任者は本部の任務遂行が確保されるように、定期的に災害対策責任者へ報告し、相互の情報連絡と協力を務めなければならない。

（教職員）

**第23条** 教職員は、この規程に定めるところにより、災害対策業務の実行に務めなければならない。

2 災害発生時に学内にいた教職員は、速やかに各キャンパス対策部へ申し出て、災害対策業務に就くための指示を受けなければならない。

3 未就学児童並びに要介護者を持つ教職員、既往の健康障害を起こしている教職員、災害時のけがにより通常の勤務に就けない教職員以外は、災害対策責任者の許可なく、命じられた勤務場所並びに担当する業務から離れることはできない。

（災害対策本部・災害対策部の解散）

**第24条** 対策本部長は、災害対策業務を行ったキャンパスが教育活動を再開した時点で、災害対策責任者と協議の上、各学校に設置した災害対策部を解散する。

**第25条** 災害対策責任者は、災害対策部の解散に伴い、災害対策班を解く。

2 災害対策班の各責任者は、解散後3ヵ月以内に活動内容を災害対策責任者に報告しなければならない。

**第26条** 対策本部長は、全ての災害対策部を解散した時点で総括し災害対策本部を解散する。

（雑則）

**第27条** この規程に定めるものの他、災害時における必要な事項は災害対策責任者が定める。

（規程の改廃）

**第28条** この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

## 附 則

この規程は、2005年 4月 1日から施行する。

この規程は、2008年 10月 1日から施行する。

この改正規程は、2011年 4月 1日から施行する。

この改正規程は、2013年 1 月 25日から施行する。

この改正規程は、2015年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2023年 10月 1 日から施行する。

災害対策体制組織図

